

***大学推薦のため、推薦後・採用後の辞退不可**

***新入生の方は他大学進学も不可**

日本国際教育支援協会冠奨学金事業

令和6年度 JEES・青木建設国際奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、公益財団法人俊道国際奨学会からのご支援により、「JEES・青木建設国際奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本で学ぶ外国人留学生に対して経済的支援を行うことにより、学術の振興に寄与する国際的な教育・芸術・文化等の交流を促し、日本と諸外国との国際理解と友好親善に寄与することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である公益財団法人俊道国際奨学会は、株式会社青木建設創立 40 周年を記念して昭和 62 年に設立されて以来、日本と諸外国との国際理解と友好親善に寄与することを目的とし、外国人留学生に対し奨学支援等を行ってきた。本奨学金は、平成 30 年度末の同財団解散に伴い、その財産を継承し、留学生への奨学支援事業を継続するために設立したものである。

3 応募資格 ***全て該当するかご確認下さい** ***学部・オーバードクター不可**

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和6年4月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士(博士前期)課程、専門職学位課程(大学院)又は博士(博士後期)課程に正規生として在籍する私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は『留学』とする。
- (2) 将来、日本と諸外国の間の交流促進と友好親善に貢献する意欲のある者。
- (3) 応募時において、本奨学金の支給期間中、日本国以外に留学する予定がないこと。ただし、在籍大学の留学制度等を利用して日本国以外に留学する場合[在籍大学において長期(1 か月以上の)欠席又は休学の扱いとならない場合に限る。]を除く。
- (4) 本奨学金の支給期間中、**本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円(月額 50,000 円相当)以下である者。**[貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く。]
- (5) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 令和6年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

***併給条件あり。
詳しくはお問い合わせ下さい。**

4 採用人数

11 名

5 支給内容

月額奨学金 100,000 円

6 支給期間

令和6年4月から令和7年3月まで

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

*成績証明書のコピーも必要です（現課程のもの。なければ前課程のもの。コピー可）

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2) *学内選考通過者のみお渡しします		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。日本語以外の場合は和訳を添付すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和6年1月12日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。 *面接はありません

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和6年2月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務 *必ず守っていただきます

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会に遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会等への参加に協力すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消 *毎月大学窓口で在籍確認を行います。

- (1) 奨学生が大学を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)

*留学は計画段階でご相談下さい
*留学のための奨学金との併給が不可場合があります

- (4) 在籍大学の留学制度を利用して日本国以外に留学する場合、長期(1 か月以上の)欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年とし、この期間のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の管理
本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。
- (2) 個人情報の利用目的
本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。
 - ① 本奨学金の奨学生選考のため。
 - ② 本奨学金支給事務のため。
 - ③ 本奨学金授与式又は交流会等の開催時のため。
 - ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
 - ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

【個人情報総括保護管理者】
公益財団法人 日本国際教育支援協会
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

16 応募・推薦に関する問い合わせ先

お問い合わせは奨学事業係まで

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

*学内締切	12/11(月)	以 上
*学内選考結果	12/18頃	
*再提出書類締切	2024/1/9 (火)	
*財団締切	2024/1/12 (金)	